

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和元年7月2日（火） 号外第16号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 選管規則	公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則（1）・・・・・・・・・・ 2
	鳥取県選挙運動管理規程及び鳥取県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する規程 の一部を改正する規則（2）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

選 管 規 則

公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月2日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

鳥取県選挙管理委員会規則第1号

公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則

公職選挙法による選挙事務規程（昭和31年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(指定投票区の <u>指定等</u> の通知) 第12条 令第26条第3項の規定による県の委員会への通知は、告示の写しを添えてするものとする。	(指定投票区及び指定関係投票区の <u>指定</u> の通知) 第12条 令第26条第2項の規定による県の委員会への通知は、告示の写しを添えてするものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県選挙運動管理規程及び鳥取県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月2日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

鳥取県選挙管理委員会規則第2号

鳥取県選挙運動管理規程及び鳥取県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する規程の一部を改正する規則

(鳥取県選挙運動管理規程の一部改正)

第1条 鳥取県選挙運動管理規程(昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第54条 法第168条第1項の規定により選挙公報に掲載の申請をしようとする候補者は、県の委員会が交付する原稿用紙(県の委員会が提供する同原稿用紙の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))を含む。以下「原稿用紙」という。)に記載し、又は記録した掲載文を添えて、別記第19号様式による申請書を、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便(以下「郵便等」という。)によることなく、県の委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 原稿用紙の様式は、候補者の数又は印刷の都合等により、選挙の都度、県の委員会の委員長が決定する。</p> <p>3 原稿用紙には、氏名を記載し、又は記録する箇所(以下この章において「氏名欄」という。)及び写真を掲載する箇所(以下この章において「写真欄」という。)を設けるものとする。</p> <p>4 写真欄には、当該候補者の立候補の届出の前6月以内に候補者の上半身(無帽のもの)を撮影した名刺型程度の写真を掲載することができる。</p> <p>5 前項の写真は、第1項の申請をする際に、原稿用紙に添付し、又は記録しておかなければならない。</p> <p>第55条 掲載文は、無彩色で記載し、又は記録しなければならない。</p>	<p>第54条 法第168条第1項の規定により選挙公報に掲載の申請をしようとする候補者は、県の委員会が交付する原稿用紙に記載した掲載文1通及び写真2葉を添えて、別記第19号様式による申請書を、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便(以下「郵便等」という。)によることなく、県の委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の原稿用紙の様式は、候補者の数又は印刷の都合等により、選挙の都度、県の委員会の委員長が決定する。</p> <p>3 第1項の原稿用紙には、氏名を記載する箇所(以下本章中「氏名欄」という。)及び写真を掲載する箇所を設けるものとする。</p> <p>4 第1項の写真は、当該候補者の立候補の届出の前6箇月以内に上半身(無帽のもの)を撮影したもので、大きさは名刺型とし、その裏面に当該候補者の党派及び氏名を記載しなければならない。</p> <p>第55条 掲載文は、黒色の色素により記載しなければならない。</p>

2 掲載文には、写真欄に掲載する写真を除き、写真を使用してはならない。

3 略

4 掲載文に図、イラストレーション及びこれらの類を記載し、又は記録しようとする場合において、それらの部分に係る面積は、掲載文全体の面積のおおむね2分の1以下としなければならない。

第56条 県の委員会は、前条の規定に違反して記載し、又は記録した掲載文の申請があったときは、候補者に対し、当該掲載文の訂正を求めることができる。

2 略

第57条 候補者は、法第168条第1項の規定による申請を撤回しようとするときはその旨を、これを修正しようとするときは原稿用紙に新たに記載し直し、又は記録し直した掲載文を添えてその旨を、郵便等によることなく、それぞれ文書をもって県の委員会に申請しなければならない。

2 前項の規定による撤回又は修正の申請は、法第168条第1項の規定による期間の末日までにしなければならない。

3 略

第59条

選挙公報の様式は、掲載申請者の数又は印刷の都合等により、選挙の都度、県の委員会の委員長が決定する。

2 候補者は、印刷の方法又は選挙公報の体裁について指定することができない。

第19号様式（第54条関係）

選挙公報掲載申請書

公職選挙法第168条第1項の規定により、選挙公報に掲載を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

候補者 氏 名 (印)

鳥取県選挙管理委員会委員長 氏 名 様

記

1 掲載文 別添のとおり

2・3 略

2 掲載文には、法第167条第1項又は第53条の規定により掲載する写真を除き、色の濃淡及び写真を使用してはならない。

3 略

4 掲載文に図、イラストレーション及びこれらの類を記載しようとする場合において、それらの部分に係る面積は、掲載文全体の面積のおおむね2分の1以下としなければならない。

第56条 県の委員会は、前条の規定に違反して記載した掲載文の申請があったときは、候補者に対し、記載の訂正を求めることができる。

2 略

第57条 候補者は、すでに提出した掲載文又は写真を撤回しようとするときはその旨を、これを修正し又は取り替えようとするときは県の委員会が交付した原稿用紙に新たに記載しなおした掲載文又は取り替えようとする写真を添えてその旨を、郵便等によることなく、それぞれ文書をもって県の委員会に申請しなければならない。

2 前項の規定による撤回又は修正若しくは取り替えの申請は、法第168条第1項の規定による期間の末日までにしなければならない。

3 略

第59条 選挙公報は、候補者から提出された掲載文を写真製版の方法により、単色で印刷する。

2 選挙公報の様式は、掲載申請者の数又は印刷の都合等により、選挙のつど、県の委員会の委員長が決定する。

3 候補者は、写真製版の方法又は選挙公報の体裁について指定することができない。

第19号様式（第54条関係）

選挙公報掲載申請書

公職選挙法第168条第1項の規定により、選挙公報に掲載を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

候補者 氏 名 (印)

鳥取県選挙管理委員会委員長 氏 名 様

記

1 掲載文 別紙のとおり

2・3 略

<p>備考</p> <p><u>3の写真是、掲載文を書面で添付する場合に限り2枚添付することとし、裏面に候補者の氏名を記載すること。</u></p>	
----------------------------------------------------------------------------	--

(鳥取県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する規程の一部改正)

第2条 鳥取県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する規程（平成16年鳥取県選挙管理委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(掲載文の申請等)</p> <p>第2条 鳥取県議会議員の選挙の候補者（以下「候補者」という。）が条例第3条第1項の規定により選挙公報に掲載の申請をしようとするときは、県委員会が交付する原稿用紙（<u>県委員会が提供する同原稿用紙の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。以下「原稿用紙」という。）に記載し、又は記録した掲載文を</u>選挙公報掲載申請書（別記様式）に添えて、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）によることなく、県委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 原稿用紙の様式は、選挙の都度、県委員会が定めるものとする。</p> <p><u>3 掲載文の所定の場所には、当該候補者の立候補の届出の日前6月以内に候補者の上半身（無帽のもの）を撮影した名刺型程度の写真を掲載することができる。</u></p> <p><u>4 前項の写真は、第1項の申請をする際に、原稿用紙に添付し、又は記録しておかなければならない。</u></p> <p>(掲載文)</p> <p>第3条 掲載文は、次に定めるところにより作成しなければならない。</p>	<p>(掲載文の申請)</p> <p>第2条 鳥取県議会議員の選挙の候補者（以下「候補者」という。）が条例第3条第1項の規定により選挙公報に掲載の申請をしようとするときは、県委員会が交付する原稿用紙に<u>記載した掲載文1通及び写真2葉</u>を選挙公報掲載申請書（別記様式）に添えて、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）によることなく、県委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>前項の原稿用紙の様式は、選挙の都度、県委員会</u>が定めるものとする。</p> <p><u>3 第1項の写真は、当該候補者の立候補の届出の日前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像の名刺型のものとし、その裏面に当該候補者の党派及び氏名を記載しなければならない。</u></p> <p>(掲載文)</p> <p>第3条 掲載文は、次に定めるところにより作成しなければならない。</p>

(1) 無彩色で記載し、又は記録しなければならない。

(2) 写真（前条第3項の写真を除く。）を使用してはならない。

(3) 掲載文に図、イラストレーション及びこれらの類を記載し、又は記録しようとする場合においては、それらの部分に係る面積は、掲載文全体の面積のおおむね2分の1以下としなければならない。

2 略

(掲載文の訂正)

第4条 県委員会は、前条第1項の規定に違反して記載し、又は記録した掲載文の申請があったときは、候補者に対し、当該掲載文の訂正を求めることができる。

2 略

(掲載文の撤回等)

第5条 候補者は、条例第3条第1項の規定による申請を撤回しようとするときはその旨を、これを修正しようとするときは原稿用紙に新たに記載し直し、又は記録し直した掲載文を添えてその旨を、郵便等によることなく、それぞれ文書をもって県委員会に申請しなければならない。

2 前項の規定による撤回又は修正の申請は、条例第3条第1項の規定による期限までにしなければならない。

(選挙公報の様式等)

第7条

選挙公報の様式は、選挙の都度、県委員会が定めるものとする。

2 候補者は、印刷の方法又は選挙公報の体裁について指定することができない。

別記様式（第2条関係）

選挙公報掲載申請書

鳥取県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する条例第3条第1項の規定により、選挙公報に掲載を受けたいので、下記のとおり申請します。

(1) 黒色の色素により明瞭に記載しなければならない。

(2) 前条第1項に規定する写真を除き、色の濃淡があってはならない。

(3) 写真（前条第1項に規定する写真を除く。）を使用してはならない。

(4) 掲載文に図、イラストレーション及びこれらの類を記載しようとする場合においては、それらの部分に係る面積は、掲載文全体の面積のおおむね2分の1以下としなければならない。

2 略

(掲載文の訂正)

第4条 県委員会は、前条第1項の規定に違反して記載した掲載文の申請があったときは、候補者に対し、当該掲載文の記載の訂正を求めることができる。

2 略

(掲載文の撤回等)

第5条 候補者は、既に提出した掲載文又は写真を撤回しようとするときはその旨を、これを修正し、又は取り替えようとするときは県委員会が交付した原稿用紙に新たに記載し直した掲載文又は取り替えようとする写真を添えてその旨を、郵便等によることなく、それぞれ文書をもって県委員会に申請しなければならない。

2 前項の規定による撤回又は修正若しくは取替えの申請は、条例第3条第1項の規定による期限までにしなければならない。

(選挙公報の印刷)

第7条 選挙公報は、候補者から提出された掲載文を写真製版の方法により単色で印刷するものとする。

2 選挙公報の様式は、選挙の都度、県委員会が定めるものとする。

3 候補者は、写真製版の方法又は選挙公報の体裁について指定することができない。

別記様式（第2条関係）

選挙公報掲載申請書

鳥取県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する条例第3条第1項の規定により、選挙公報に掲載を受けたいので、下記のとおり申請します。

<p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">候補者 氏 名 (印)</p> <p>鳥取県選挙管理委員会委員長 氏 名 様</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 掲載文 <u>別添</u>のとおり</p> <p>2・3 略</p> <p><u>備考</u></p> <p><u>3の写真は、掲載文を書面で添付する場合に限り</u></p> <p><u>2枚添付することとし、裏面に候補者の氏名を記載</u></p> <p><u>すること。</u></p>	<p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">候補者 氏 名 (印)</p> <p>鳥取県選挙管理委員会委員長 氏 名 様</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 掲載文 <u>別紙</u>のとおり</p> <p>2・3 略</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。